

**参加者の有無を確認する公募手続に係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

平成 30 年 5 月 29 日

国土技術政策総合研究所長 藤田 光一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託研究は、道路ネットワークの効率的運用を目的とした新たな交通運用施策について、施策の事前評価に用いることができる仮想実験技術に関する研究を行うものである。

本委託研究においては、ドライビングシミュレータの実験環境構築に関し、ドライビングシミュレータに関する機械工学的知見、交通シミュレーションに関する交通工学的知見、挙動等の適切な計測等に関する人間工学的知見、映像・形状情報取得や画像生成に関する技術的知見に関する高度な専門知識及び技術的検討能力を有しており、環状高速道路の道路運用施策の事前評価が可能なドライビングシミュレータを保有していることが必要であることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して研究計画の提出を要請する予定である。

2. 委託概要

(1) 委託研究の名称 環状高速道路の交通施策評価のための仮想実験技術に関する研究

(2) 概要

高速道路ネットワークの整備が進む中、道路を賢く使うには、情報提供等により需要を平準化する等のITS技術を活用した運用施策が必要である。これらの運用施策を導入する際は、施策がドライバーの運転挙動に与える影響や、道路ネットワーク全体の交通状況に与える影響を予測した上で、効果的となる施策の対象箇所や交通条件、利用者属性等を明らかにすることが不可欠である。

実施例のない施策がドライバーの運転挙動に与える影響を予測する場合、安全面や周囲への影響から実環境での評価が困難なため、ドライビングシミュレータ（以降、「DS」という。）等の仮想実験環境を用いて評価する必要がある。しかし、車外・車内からの多量の情報提供に対する運転者の対応や、分合流部など交通が錯綜する場面での判断や挙動を正確に計測するための仮想実験の実施手法や、仮想実験を用いた施策評価手法は確立されていない。

このため、DSに関する機械工学的知見、交通現象を再現するためのモデルや交

通シミュレーションに関する交通工学的知見、挙動等の適切な計測や施策の受容性を高める運転環境設定等に関する人間工学的知見等に基づく技術開発が必要となっている。

本委託研究は、道路ネットワークの効率的運用を目的とした新たな交通運用施策について、施策の事前評価に用いることができる仮想実験技術に関する研究を行うものである。

(3) 委託研究期間

本年度の委託研究期間として、以下の範囲内で、研究計画の提出者が設定する。

契約の翌日 ～ 平成31年2月28日

3. 参加意思確認書の提出者の要件

(1) 提出者の所属機関

- I 大学等の研究機関（大学共同利用機関法人を含む）
- II 国（特殊会社及び独立行政法人を含む）の研究機関
- III 地方公共団体（事業団等の地方共同法人を含む）の研究機関
- IV 研究を目的に持つ公益法人（特例民法法人を含む）、一般社団法人、一般財団法人
- V 民間研究機関（研究業務を行っている機関、但し、国総研における建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている機関に限る）
- VI その他、特に所長が委託研究を実施することが適当であると認めた法人または個人（但し、公募時に予め定められた条件を満たす者に限る）
- VII 前 I から VI の要件を満たす複数の機関または研究者からなる共同研究体

(2) 提出者の資格要件

- I 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- II 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- III 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- IV 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 参加表明者の技術力に関する要件

- I ドライビングシミュレータの実験環境構築に関し、ドライビングシミュレータに関する機械工学的知見、交通シミュレーションに関する交通工学的知見、挙動等の適切な計測等に関する人間工学的知見、映像・形状情報取得や画像生成

- に関する技術的知見に関する高度な専門知識及び技術的検討能力を有すること。
- Ⅱ 環状高速道路の道路運用施策の事前評価が可能なドライビングシミュレータを保有すること。

4. 研究計画の提出者を選定するための基準

3. の要件を満たす者に研究計画の提出を要請する。

5. 説明書の入手方法

(1) 入手期間

平成30年5月29日(火)から平成30年6月18日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時から17時まで)。

(2) 入手場所及び担当者

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 国土交通省 国土技術政策総合研究所

道路交通研究部 高度道路交通システム研究室 主任研究官 井坪 慎二

研究官 後藤 梓

電話 029-864-4496

FAX 029-864-0178

電子メール nil-itsd@mlit.go.jp

(3) 入手申込方法

担当者本人に対して、原則電子メールで「入手申込」を行って下さい。ただし、電子メールで「入手申込」ができない場合は、面会・電話・FAX・郵送のうちのいずれかの方法によるものとします。

(4) 配布方法

原則電子メールによるものとします。ただし、電子メールでの受信ができない場合、直接手渡し・郵送のうちのいずれかの方法によるものとします。

6. 手続き等

(1) 参加意思確認書の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年6月18日(月)17時00分

②提出先 5.(2)に同じ

③提出方法 原則電子メールによる。ただし、電子メールで提出ができない場合は、持参・郵送(書留郵便に限る。)のうちのいずれかの方法によるものとする。

(2) 説明書の内容についての質問の受付及び回答

①受付場所 5.(2)に同じ

②受付期間

ア) 参加意思確認書に係る質問

平成30年5月29日(火)から6月8日(金)17時まで

イ) 研究計画に係る質問

平成30年5月29日(火)から6月8日(金)17時まで

(3) 確認審査結果通知 (研究計画の提出要請)

平成30年6月28日(木)

(4) 研究計画の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年7月12日(木)17時00分

②提出先 5.(2)に同じ

③提出方法 5.(1)③に同じ

(5) 研究計画に関するヒアリング

①実施場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

②実施日 平成30年7月13日(金)

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(2)に同じ

(5) 詳細は説明書による。